

議会の議員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

令和2年5月20日

静岡県知事 川勝平太

#### 静岡県条例第38号

議会の議員の報酬の特例に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）対策の推進に資するため、特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号。以下「特別職給与条例」という。）に基づいて支給する報酬の額の減額のための特例を定めるものとする。

(報酬の額の特例)

**第2条** 特別職給与条例の適用を受ける特別職のうち、議員の職にある者が令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間に支給されるべき報酬の額は、特別職給与条例第2条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる報酬月額については、この限りでない。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。